

総社市総社処理区下水道事業受益者負担に関する条例及び総社市美袋地区特定環境保全公共下水道事業受益者分担金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 5 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市条例第 5 5 号

総社市総社処理区下水道事業受益者負担に関する条例及び総社市美袋地区特定環境保全公共下水道事業受益者分担金条例の一部を改正する条例

(総社市総社処理区下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第 1 条 総社市総社処理区下水道事業受益者負担に関する条例（平成 1 7 年総社市条例第 1 9 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(公示送達) 第 1 5 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 3 第 4 項の規定による公示送達は、 <u>総社市税条例（平成 1 7 年総社市条例第 5 3 号）の規定を準用</u> する。	(公示送達) 第 1 5 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 3 第 4 項の規定による公示送達は、 <u>総社市公告式条例（平成 1 7 年総社市条例第 3 号）第 2 条第 3 項に規定する掲示場に提示して行うものとする。</u>

(総社市美袋地区特定環境保全公共下水道事業受益者分担金条例の一部改正)

第 2 条 総社市美袋地区特定環境保全公共下水道事業受益者分担金条例（平成 1 7 年総社市条例第 2 0 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(公示送達) 第 8 条 地方自治法第 2 3 1 条の 3 第 4 項の規定による公示送達は、 <u>総社市総社処理区下水道事業受益者負担に関する条例（平成 1 7 年総社市条例第 1 9 8 号）の規定を準用</u> する。	(公示送達) 第 8 条 地方自治法第 2 3 1 条の 3 第 4 項の規定による公示送達は、 <u>総社市公告式条例（平成 1 7 年総社市条例第 3 号）第 2 条第 3 項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</u>

改 正 後	改 正 前

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の総社市総社処理区下水道事業受益者負担に関する条例第15条及び総社市美袋地区特定環境保全公共下水道事業受益者分担金条例第8条の規定は、この条例の施行の日以後にこれらの規定による措置を開始した場合について適用し、同日前に当該措置を開始した場合については、なお従前の例による。